

浦添市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 広告物の制限（第8条—第34条）
- 第3章 雑則（第35条—第39条）
- 第4章 罰則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、広告物の表示及び掲出物件の設置について規制又は誘導を行い、もって本市の地域性を創出するとともに良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告物 法第2条第1項の屋外広告物をいう。
- (2) 掲出物件 広告物を掲出する物件をいう。
- (3) 広告物等 広告物又は掲出物件をいう。
- (4) 屋外広告業 法第2条第2項に規定する屋外広告業をいう。
- (5) 広告主 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を広告するため、広告物の表示若しくは掲出物件の設置（以下「広告物等の表示等」という。）を自ら行い、又は屋外広告業を営むその他の者に委託し、若しくは依頼して行う者をいう。
- (6) 自家用広告物等 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所若しくは作業場又はこれらの駐車場で一般の利用に供するものに表示し、又は設置する広告物等をいう。
- (7) 案内用広告物等 道標、案内図板その他公共の目的をもった広告物等又は公衆の利便に供することを目的とする広告物等をいう。

（広告物等のあり方）

第3条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、市民、事業者、広告主及び屋外広告業を営む者に対し、広告物等の表示等に関する啓発活動を行うとともに、関係機関及び関係団体と連携を図りながら、規制、誘導その他必要な施策を行うものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(広告主及び屋外広告業を営む者の責務)

第6条 広告主及び屋外広告業を営む者は、前条に定めるところによるほか、広告物等の表示等を行うに当たっては、この条例の規定及び浦添市景観まちづくり計画(景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により市が定めた景観計画をいう。以下「景観計画」という。)を遵守し、良好な景観又は風致を維持し、及び公衆に対する危害を及ぼすことがないよう必要な措置を講じなければならない。

(違反に対する勧告及び公表)

第7条 市長は、広告物等がこの条例の規定に違反して表示され、又は設置されたことにより良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該広告物等の広告主、管理する者又は施工者に対し、前条に規定する措置を講じるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わない場合は、勧告の内容並びに勧告を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第2章 広告物の制限

(禁止地域等)

第8条 次に掲げる地域又は場所(以下「禁止地域等」という。)においては、広告物等の表示等を行ってはならない。

(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、市街化調整区域(いずれも市長が指定する区域を除く。)

(2) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財(建造物に限る。)及びその周囲で市長が指定する区域、同法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された

史跡、名勝又は天然記念物の地域

- (3) 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項又は第27条第1項の規定より指定された有形文化財（建造物に限る。）又は民俗資料（建造物に限る。）及びその周囲で市長が指定する区域並びに同条例第32条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
- (4) 浦添市文化財保護条例（昭和48年条例第24号）第4条第1項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物の地域
- (5) 道路又は軌道で市長が指定する区間
- (6) 道路又は軌道に接続する地域で市長が指定する区域
- (7) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項の都市公園の区域
- (8) 河川、海浜、山岳及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
- (9) 港湾、駅前広場及びこれらの付近の地域で市長が指定する区域
- (10) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、美術館、体育館及び病院の建造物並びに敷地
- (11) 古墳、墓地及びこれらの周囲で市長が指定する区域
- (12) 社寺、教会、火葬場の建造物及びその境域で市長が指定する区域
- (13) 景観計画に定めた景観重点地区で市長が指定する区域
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指定する地域又は場所

2 禁止地域等は、地域の特性に応じた良好な景観の保全を図るため、次に掲げる地域に区分する。

- (1) 第1種禁止地域 浦添グスクへの眺望景観の保全及びその周辺の良い景観の形成を優先すべき地域又は場所であり市長が指定する地域
- (2) 第2種禁止地域 第1種禁止地域以外の禁止地域等で、良好な景観の保全を優先すべき地域又は場所
(禁止物件)

第9条 次に掲げる物件には、広告物等の表示等を行ってはならない。

- (1) 橋りょう、トンネル、歩道橋、高架構造物及び分離帯
- (2) 石垣及び擁壁の類
- (3) 街路樹及び路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、道路反射鏡、歩道柵、駒止めの類及び里程標の類
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で市長が指定するもの
- (6) 消火栓及び火災報知機
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス及び公衆便所

- (8) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (9) 煙突、ガスタンク、水道タンクその他タンクの類
 - (10) 銅像、神仏像及び記念碑の類
 - (11) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めて指定する物件
- 2 道路の路面は、広告物を表示してはならない。
(禁止広告物)

第10条 次に掲げる広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
 - (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
 - (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
 - (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
 - (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
 - (6) 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用するもの（保安上使用する場合を除く。）
- (許可地域等)

第11条 禁止地域等以外の地域又は場所（以下「許可地域等」という。）において、
広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

- 2 許可地域等は、土地利用の形状や地区の特性に応じた都市景観の形成を図るため、次に掲げる地域に区分する。
- (1) 第1種許可地域 住環境に配慮して良好な景観の形成を優先し、産業活動等の利便との調和に配慮すべき地域又は場所であり市長が指定する地域
 - (2) 第2種許可地域 都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域に含まれる地域で、産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所であり市長が指定する地域
 - (3) 第3種許可地域 良好な景観形成及び産業活動の利便に配慮すべき地域又は場所であり市長が指定する地域
- (眺望保全地区)

第12条 市長は、市域において良好な眺望景観の保全を図ることが特に必要と認められる区域を眺望保全地区として指定することができる。

- 2 市長は、眺望保全地区を指定しようとするときは、当該眺望保全地区における広

告物等の表示等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。この場合において、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 広告物等の表示等に関する基本構想

(2) 広告物等の表示等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

3 市長は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 眺望保全地区において、広告物等の表示等を行おうとする者は、当該眺望保全地区に係る基本方針に適合させなければならない。

5 市長が眺望保全地区として指定した区域において、広告物等の表示等を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

（広告物協定地区）

第13条 相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地（これらの土地のうち、公共施設の用に供する土地その他市長が指定する土地を除く。）の所有者及び地上権又は貸借権を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、一定の区域を定め当該区域の景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結した場合において、当該広告物協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

2 広告物協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

(3) 広告物協定の有効期間

(4) 広告物協定に違反した場合の措置

(5) その他広告物協定の実施に関する事項

3 広告物協定に係る土地所有者等は、第1項の認定を受けた広告物協定を変更しようとする場合は、その全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

4 市長は、第1項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定に係る土地所有者等に対し、技術的助言、支援等を行うよう努めなければならない。

5 広告物協定地区内の土地所有者等で当該広告物協定に係る土地所有者等以外の土地所有者等は、第1項又は第3項の認定後、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該広告物協定に加わることができる。

- 6 第1項又は第3項の認定を受けた広告物協定（以下「認定広告物協定」という。）に加わっていない者で、当該広告物協定地区において広告物等の表示等を行おうとする者は、当該広告物協定の内容に配慮するよう努めなければならない。
- 7 市長は、認定広告物協定に係る広告物協定地区において広告物等の表示等を行おうとする者に対し、当該広告物協定地区内の景観を形成するために必要な指導又は助言をすることができる。
- 8 広告物協定に係る土地所有者等は、認定広告物協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

（適用除外）

第14条 次に掲げる広告物等の表示等については、第8条から前条まで（第10条を除く。）の規定は、適用しない。

- (1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 国又は地方公共団体が公共の目的をもって表示し、又は設置する広告物等
- 2 次に掲げる広告物等については、第8条及び第11条の規定は、適用しない。
- (1) 自家用広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - (3) 冠婚葬祭又は祭札等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (4) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物等
 - (5) 軌道車両又は自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - (6) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく登録を受けた自動車で、その使用の本拠の位置が本市の区域を除く沖縄県の区域に存するものに表示される広告物であつて、沖縄県又は那覇市の屋外広告物に関する条例の規定に従つて表示される広告物
 - (7) 人、動物、車両（軌道車両及び自動車を除く。）又は船舶に表示される広告物
 - (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
 - (9) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示され、かつ、周囲の景観に調和し、宣伝の用に供さないもの
- 3 次に掲げる広告物等については、第9条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 第9条第1項第8号又は第9号に掲げる物件に、その所有者又は管理者が、自

- 己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、第9条第1項に掲げる物件に、その所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - (3) 前2号に掲げる広告物に係る掲出物件
- 4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第11条の規定は、適用しない。
 - 5 自家用広告物等で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置するものに限り、第8条の規定は、適用しない。
 - 6 案内用広告物等については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第8条の規定は、適用しない。
 - 7 軌道車両に表示される広告物で、第2項第5号に規定するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示する場合に限り、第8条の規定は、適用しない。
 - 8 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物等であって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを当該施設又は物件の設置又は管理に要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第8条の規定は、適用しない。
 - 9 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告物等の表示等に係る収入の全てを地域における公共的な取組で規則で定めるものに要する費用の全部又は一部に充てるものについては、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第8条及び第9条第1項（第2号、第5号及び第8号から第10号までに限る。）の規定は、適用しない。
 - 10 公益上必要な施設又は物件で、市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第8条、第9条第1項及び第11条の規定は、適用しない。
 - 11 国又は地方公共団体は、第1項第2号に規定する広告物等について、広告物等の表示等を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。当該広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）も、同様とする。

(許可の期間及び条件)

第15条 市長は、この条例の規定により許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、広告物等の種類に応じ、3年を超えない範囲内で、規則で定める。

(継続の許可)

第16条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後も継続して当該許可に係る広告物等の表示等を行おうとするときは、規則で定めるところにより、市長の継続の許可を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の継続の許可について準用する。

(変更等の許可)

第17条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは除く。）は、規則で定めるところにより、市長の変更又は改造の許可を受けなければならない。

2 第15条の規定は、前項の変更又は改造の許可について準用する。

(許可の基準)

第18条 この条例の規定による広告物等の表示等の許可の基準は、規則で定める。

2 市長は、広告物等の表示等が前項の許可の基準に適合しない場合においても、特にやむ得ないと認めるときは、浦添市景観まちづくり審議会（浦添市景観まちづくり条例（平成19年条例第21号）第30条の規定により設置する浦添市景観まちづくり審議会をいう。以下「景観審議会」という。）の議を経て、これを許可することができる。

(許可及び届出の表示)

第19条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等に、規則で定める許可証を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める許可の押印を受けた広告物等については、この限りでない。

2 前項の許可証又は許可の押印は、許可の期間を明示したものでなければならない。

3 第14条第11項の規定による届出をした者は、当該届出に係る広告物等に、規則で定める届出済標識を貼付しておかなければならない。ただし、規則で定める届出済の押印を受けた広告物等については、この限りでない。

(表示等の完了の届出)

第20条 この条例の規定により許可（第16条第1項の継続の許可を除く。）を受けた者は、当該許可に係る広告物等の表示等を完了したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

（管理及び点検の義務）

第21条 広告物等の表示等を行う者若しくは広告物等を管理する者又は所有者若しくは占有者は、広告物等に関し点検、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 広告物等の表示等を行う者若しくは第33条第1項に規定する管理者又は所有者若しくは占有者は、規則で定めるところにより、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について点検を行わなければならない。ただし、規則で定める小規模な広告物等（以下「小規模広告物等」という。）については、この限りでない。

3 前項の点検のうち、規則で定める大規模な広告物等（以下「大規模広告物等」という。）については、法第10条第2項第3号に規定する登録試験機関が広告物等の表示等に関し必要な知識について行う試験に合格した者（以下「屋外広告士」という。）その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者に、これを行わせなければならない。

4 広告物等の表示等を行う者若しくは第33条第1項に規定する管理者又は所有者若しくは占有者は、この条例の規定による継続の許可の申請を行う場合は、規則で定めるところにより、第2項の点検の結果を市長に報告しなければならない。

（除去の義務）

第22条 広告物等の表示等を行う者は、次の各号のいずれかに該当するときは、10日以内に広告物等を除去しなければならない。

(1) この条例の規定による許可の期間が満了したとき。

(2) 次条の規定により許可が取り消されたとき。

(3) 広告物等の表示等が必要でなくなったとき。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等を除去した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可の取消し）

第23条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

(1) 第15条第1項（第16条第2項又は第17条第2項において準用する場合も含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

- (2) 第17条第1項の規定に違反したとき。
 - (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
 - (4) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。
- (違反に対する措置)

第24条 市長は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物等については、当該広告物等の広告主、管理する者又は施工者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を期限を定め、これらの除去その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除去する場合には、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除去すべき旨及びその期限までに除去しないときは、市長又はその職員若しくは委任した者が除去する旨を公告するものとする。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第25条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等の放置されていた場所及びその広告物等を除去した日時
- (3) 保管した広告物等の保管を始めた日時及び保管場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

(広告物等を保管した場合の公示の方法等)

第26条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間（法第8条第3項第1号の広告物については、2日間）、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（第30条において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を市のホームページへの掲載その他の方法により公示すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める保管物件一覧を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第27条 法第8条第3項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、当該広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手續)

第28条 法第8条第3項の規定による保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第29条 法第8条第3項各号で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物等 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物等以外の広告物等 2週間

(広告物等を返還する場合の手續)

第30条 市長は、保管した広告物等(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める受領書と引換えに返還するものとする。

(立入検査)

第31条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等の表示等を行う者若しくは第33条第1項に規定する管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入らせ、広告物等を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(処分、手續等の効力の承継)

第32条 広告物等の表示等を行う者又は広告物等を管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がし

た手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(管理者の設置及び資格)

第33条 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者は、当該広告物等の管理者を置かなければならない。ただし、小規模広告物等、つり下げ広告及び気球広告については、この限りでない。

2 大規模広告物等について前項の規定により置かれる広告物等の管理者は、屋外広告士その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

(管理者等の届出)

第34条 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者は、前条第1項の規定により当該広告物等の管理者を置いたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又は前条第1項の規定により当該広告物等の管理者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又は前条第1項の規定による当該広告物等の管理者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物等の表示等を行う者又は前条第1項の規定による当該広告物等の管理者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

第3章 雑則

(景観審議会への諮問等)

第35条 市長は、次に掲げる場合においては、景観審議会の意見を聴かなければならない。

(1) 第8条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第9号、第11号から第14号まで及び第2項第1号、第9条第1項第5号及び第12号、第11条第2項並びに第12条第1項の規定により市長が指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。

(2) 第12条第2項に規定する基本方針を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 第13条第1項、第3項及び第8項の規定による認定をし、又はこれらを変更し

ようとするとき。

- (4) 第14条第2項第1号、第2号、第5号、第3項第1号、第4項若しくは第18条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- (5) 第18条第2項の規定による許可をしようとするとき。

(告示)

第36条 市長は、第8条第1項第1号から第3号まで、第5号、第6号、第8号、第9号、第11号から第14号まで及び第2項第1号、第9条第1項第5号及び第12号、第11条第2項並びに第12条第1項及び第2項の規定により指定をし、又はこれらを変更したとき並びに第13条第1項及び第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第37条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、許可の申請の際、別表に定める額の手数料を納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等に係る許可を受けようとするとき。
- (2) 市が申請する場合で、その職務上必要と認めたとき。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(適用上の注意)

第38条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(規則への委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第40条 第24条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第9条、第11条第1項又は第12条第4項及び第5項の規定に違反して広告物等の表示等を行った者
- (2) 第16条第1項の規定に違反して広告物等の表示を行った者

(3) 第17条第1項の規定に違反して広告物等を変更し、又は改造した者

(4) 第22条第1項の規定に違反して広告物等を除去しなかった者

第42条 第31条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第43条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第40条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた許可、命令その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この条例の相当規定によりなされた処分又は手続とみなす。

3 この条例の施行の際、現に県条例の規定より適法に表示され、又は設置されている広告物等で、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に適合しないことになるものについては、施行日から起算して6年間は、なお従前の例により広告物等の表示等を行うことができる。

4 前項の規定による広告物等の表示等をする場合において、施行日以後も引き続き表示し、又は設置しようとする者は、条例第16条に定める継続の許可を受ける際には更正計画を市長に提出し許可を受けなければならない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(浦添市手数料条例の一部改正)

6 浦添市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書を削る。

別表第2を削る。

別表（第37条関係）

1 許可申請手数料

種類	区分	単位	金額
1 はり紙		1 枚	5 円
2 広告幕		1 枚	540円
3 旗・のぼり		1 本	210円
4 立看板		1 個	210円
5 気球広告		1 個	1,240円
6 広告板 (はり札及びアーチを含む。)、 広告塔その他の広告物 又は掲出物件	0.5平方メートル未満	1 枚、1 個 又は 1 基	140円
	0.5平方メートル以上1.0平方メートル未満		240円
	1.0平方メートル以上2.0平方メートル未満		460円
	2.0平方メートル以上5.0平方メートル未満		830円
	5.0平方メートル以上10.0平方メートル未満		1,560円
	10.0平方メートル以上20.0平方メートル未満		3,000円
	20.0平方メートル以上30.0平方メートル未満		5,290円
	30.0平方メートル以上40.0平方メートル未満		7,580円
	40.0平方メートル以上50.0平方メートル未満		10,820円
	50.0平方メートル以上については、50.0平方メートルを10,820円とし、50.0平方メートルを1.0平方メートル増すごとに330円を加算した額		
	備考 照明を伴うものにあつては、各区分に定める額に、10割を加算するものとする。		
7 電柱、街灯柱、架線柱及び支電柱を利用する広告		1 枚又は 1 基	240円

